

## 中条町・黒川村合併協議会傍聴規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、中条町・黒川村合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に区分する。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、中条町・黒川村合併協議会傍聴人受付簿（第1号様式）に必要事項を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号にいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。
- (2) 示威的行為を行うおそれのある物品の持込み又は着用等をしている者。
- (3) 騒音等により議事の進行を妨げるおそれのある器物等を持ち込もうとする者。
- (4) 写真、映像録画及び録音機器等を持ち込み又は携帯する者。ただし撮影又は録音することにつき協議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た者を除く。
- (5) 酒気を帯びていると認められる者。
- (6) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者。

2 児童及び乳幼児は、原則として傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の各号を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は批判、論評を行う等の行為を通じて、公正な会議の運営を妨げる行為をしてはならない。
- (2) 私語、談笑、騒音等他の傍聴者及び会議の妨げになる行為をしてはならない。
- (3) 会議中は、携帯電話の電源を切らなければならない。
- (4) 会議会場においては、広告物等の配布等を含め示威行為をしてはならない。
- (5) 会議会場内での飲食、喫煙をしてはならない。
- (6) みだりに離着席を繰り返してはならない。
- (7) 不体裁な行為または態度により、他の傍聴者及び会議の妨げになる行為をしてはならない。

( 8 ) その他公正な会議の運営及び議事の進行を妨げる行為をしてはならない。

( 映像録画撮影及び録音等の禁止 )

第 6 条 傍聴人は、特に会長の許可を得た場合を除き、傍聴者において写真、映像録画撮影または録音をしてはならない。

( 係員の指示事項 )

第 7 条 傍聴人は、会長からの要請を受けた係員からの所要の指示に従わなくてはならない。

( 非公開会議の場合 )

第 8 条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

( 違反に対する措置 )

第 9 条 傍聴人がこの規定に違反するときは、会長はこれを制止し、なおその行為を止めまたは改めないときは、これを退場させることができる。

( 委 任 )

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 0 月 1 3 日から施行する。